

# 身体拘束最小化に関する基本方針

2026年(令和8年)6月1日  
社会医療法人 西陣健康会 堀川病院  
院長 茶谷 賢一  
看護部長 天野 志津子

当院は、患者の尊厳と権利を最優先に考え、安全で質の高い医療を提供することを基本理念としています。

身体拘束は、患者の身体的・精神的苦痛を伴い、その尊厳を損なう可能性がある重大な医療行為であることを十分に認識しています。

このため当院は、身体拘束について「緊急やむを得ない場合を除き、原則として行わない」ことを基本方針とし、具体的には、以下の事項を徹底します。

1. 身体拘束を行わないためのケアの工夫および代替手段の検討を常に行います。
2. やむを得ず身体拘束を行う場合は、「切迫性・非代替性・一時性」の3要件を厳格に満たしているかを確認します。
3. 身体拘束の実施にあたっては、医師の指示のもと、必要最小限の範囲・時間で行い、定期的な評価と解除に向けた検討を行います。
4. 身体拘束の実施状況について記録を適切に行い、院内で共有・検証し、継続的な改善に活かします。
5. 全職員に対し、身体拘束最小化に関する教育・研修を継続的に実施します。

当院は、患者の尊厳の保持と安全確保を両立する医療の実現に向けて、身体拘束最小化に組織全体で取り組むことをここに宣言します。

以上